

会 長	局 長	係 長	主 査	主 査	係

深川市農業委員会総会議事録 (第 3 回)

令和8年6月30日
開 会 1 6 時 2 7 分
閉 会 1 6 時 5 2 分

1	五	十	嵐	剛	○	
2	清		水	正	勝	○
3	山		崎	和	徹	○
4	富		川	裕	一	○
5	廣		田	和	也	○
6	近		藤	洋	介	○
7	青		木		実	○
8	大		森	毅	英	○
9	吉		川	永	充	○
1 0	木		根	和	美	○
1 1	増		田	貴	志	○
1 2	光		富	靖	展	
1 3	大	谷	内		清	○
1 4	荒		井		優	○
1 5	板		垣	昭	仁	○
1 6	菊		入		等	○
1 7	尾		崎	成	宣	○
1 8	馬		木	逸	男	
1 9	水		野	静	也	○
2 0	山		川		功	○
2 1	高		橋	淳	一	○
2 2	栗		野	良	寛	○
2 3	佐	々	木	弘	昭	○
2 4	塩		尻	総	徳	○
2 5	下		坂	多	伊 子	○
2 6	中		川	幸	生	○
2 7	宮		武		努	○

第3回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和8年6月30日（火）16時27分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外24名 |
| 4 説明員 | 黒田局長・山本係長・宮谷主査・袴田主査・成田主事 |
| 5 書記 | 宮谷主査 |

黒田局長

開会宣言（16時27分）

只今から、令和8年度 第3回深川市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会におきまして光富委員、馬木委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

6月20日に深川春祭りで出店が出ていて、あまり天候は良くなかったのですが、中学生、小学生がたくさんいまして、それなりに子供たちはいるのかなってという思いと、カタヌキに人がたくさんいるのを見て、自分たちの子供のころとあまり変わらないのかなと思いながら見ておりました。農業情勢には、9年度に向けた水田政策への抜的な改革ということで、ぼちぼちと内容については出てきています。先日成長戦略で高市総理が、フィジカル AI・半導体などの話をされておりましたが、その中に農業分野が入ってなかったことが残念に思っていました。どのような形でこの変革が出されるかということは、しっかりと見ていきたいと思います。さて、25日に北海道農業会議の第101回総会がありまして、私はもう2年間北海道農業会議代表会長を務めることになりました。色々深川の皆様にご迷惑かけることもあるかと思いますが、あと2年間どうぞよろしくお願ひしたいと思います。それから26日農業者年金協議会の総会がありまして、農業者基金理事長表彰ということで深川市も35歳以下の若い人の新規加入全国8位ということで、表彰を受けておりますことを報告いたします。本日は私たちの3年間の任期最後の総会になります。慎重審議よろしくお願ひしまして、私からの冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名いたします。

21 番高橋委員、22 番柴野委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告に入ります。

本日は、空知農業改良普及センター 北空知支所長 石村 博之様にお越しいただいておりますので、情勢報告をお願いいたします。

石村支所長

～石村支所長 情勢報告～

菊入会長

ありがとうございました。

なお、石村支所長さんにおかれましては、次の公務が控えておりますので退席されます。

菊入会長

次に、（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。

黒田局長

5月29日の総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長	日程第3、委員会報告。 (1) 農地特別委員会 開催結果報告を青木委員長より報告願います。
青木委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	日程第4、報告。 報告第1号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について事務局より説明願います。
宮谷主査	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は3件で、1番及び3番が新法分、2番が旧法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第1号を承認いたします。
菊入会長	報告第2号 農業者年金特例付加年金裁定請求について事務局より説明願います。
宮谷主査	ご説明いたします。独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件です。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給開始年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第2号を承認いたします。
菊入会長	報告第3号 現況証明書の交付について事務局より説明願います。
宮谷主査	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。番号2番は、農業委員会内規2—(1)—カの「農地利用状況調査結果に基づく

	願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「原野」として交付しております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第3号を承認いたします。
菊入会長	日程第5、議案。
菊入会長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局から説明願います。
成田主事	ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人の残地を、経営拡大を図る譲受人に売買するものです。この申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なしという声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第2号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてを議題とします。
山本係長	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構に対し下記に係る農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、審議をお願いいたします。今月は1件で、北海道農業公社による農地売買等事業の買い入れです。出し手の理由としては、高齢により経営縮小をするもので、この買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。なお、この案件につきましては、令和8年7月21日に認可及び公告となる予定です。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なしという声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第3号 農地保有適格法人の定期報告についてを議題とします。

	事務局より説明願います。
山本係長	記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は7件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら7法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （異議なしという声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第4号 深川市農地利用状況調整員設置要綱を廃止する訓令についてを議題とします。事務局より説明願います。
山本係長	ご説明いたします。深川市農地利用状況調査員設置要綱は、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査を実施し、地区の農地利用状況について確認するために調査員を設置するものですが、農地パトロールは農業委員の本来業務であり、あえて調査員を設置する必要がないため、本要綱を廃止するものです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （異議なしという声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 （総会終了 16時52分）